
「ねんりんピック秋田2017」

服装規定（大会規定の一部）改定について

ねんりんピック大会の服装規定について、一昨年の山口大会で表演服についての規定を改定しましたが、5月31日に開催された第99回理事会の決定を受けて、下記のとおり太極拳交流大会の開催要領内の「11 大会規定」の（3）服装規定を「ねんりんピック栃木2014」まで行っていた従来の規定に戻すことになりました。

以下、改定した「11 大会規定」を記載します。

「ねんりんピック秋田2017」

太極拳交流大会

開催要領（抜粋）

11 大会規定

- （1）参加者の年齢は、60歳以上（昭和33年4月1日以前に生まれた人）とする。
- （2）競技者は、指定したコート内で演武を行う。なお、演武中に競技者がこのコートの外に出た場合については、減点の対象としない。

※ねんりんピック競技コートに関して

競技コート（14m×8m）は、主催者が、前面（審判長席側）の14mに2メートル毎の目印をつけて、隊列構成の目安とすることができる。ただし、左右の側面（8m）及び手前の14mには目印をつけないこととする。

- （3）競技者は、原則としてチームごとに統一した競技用ユニフォームを着用して演武を行う。
- （4）ゼッケンは、主催者が用意したものを使用する。
- （5）演武順序は、主催者で決定する。
- （6）大会運営上必要と認められる場合は、大会日程等を一部変更することがある。

以上